

平成 18 年度 第 3 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 6 月 15 日 (木) 14:00 ~ 15:30

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦各委員、安念潤司、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員
(政府) 中馬大臣、山口副大臣

(事務局) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、熊埜御堂参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官、萬谷企画官、徳山企画官、堀内企画官、佐藤企画官

4 . 議事次第

(1) 中間答申素案審議

(2) その他

5 . 議事録

宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 18 年度第 3 回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日の会議には、中馬大臣、山口副大臣にお見えいただいております。

委員のご出席につきましては、専門委員を含めまして 12 名でございます。

それでは、早速でございますが、中馬大臣より一言御挨拶をちょうだいできればと思います。

中馬大臣 前回、5 月 30 日でしたか、私は別の会合と重なっておりまして、この会議に出られなかったことを非常に残念に思っています。先生方に、熱心にまとめをいただいているようでございまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

その間でございますが、行政改革推進法、そしてまた「市場化テスト法」、公益法人改革法、こういったものも衆参合わせまして、125 時間とか 126 時間とかいう大変な長時間の審議でございました。その間に、私が答弁に立ったのは六百回かと言われまして、かなりハードではございましたけれども、先生方の御協力と、また非常に強いバックアップといいましょうか、後押しで法案を成立させることができましたことを、心から皆様方のおかげだと感謝いたしております。

しかも、民主党の方が、初めはかなり突っ込んでおりましたけれども、やはり官僚の関与を外していくという、公益法人とか「市場化テスト」につきましては、最終的には賛成しましたから、私はこれは大きな前進であったかと思えます。

これから制度設計に入っていくところでございまして、政策金融も、総人件費改革も、

また「市場化テスト」や公益法人等も、その有識者の人選から、あるいはそれぞれの制度設計におきましても、官僚の方がやはり心配だからということで、規制を残していこうといいましょうか、関与の幅を残していこうという動きがございまして、これはなかなか私も調整に苦労しているところがございますが、何とか先生方の意も受けまして、しっかりと頑張ったいと思っております。

今後のことでございますけれども、特に教育委員会の必置規制、これを外すべしというのは、御承知のとおり、地方制度調査会の答申、つまり政府の諮問機関の方からもはっきり出ておりますし、中教審の中からも3人の地方自治関係の委員の方々は外すべしということございました。

しかし、とは言いながら、私も多くの自治体関係者から、その声は十分に聞いておりますが、なかなか文部科学省を始めとして、それを外すことに対する危惧の声が非常に多くございまして、まだ今のところ完全な調整は付いておりません。

しかし、何とかその突破口といいましょうか、必置義務を外してしまうというのではなくて、必置義務は残してもいいから、特区という形で申請したところでは、その条件にかなえば認めたらいいじゃないかということで、総理もそのことをはっきりおっしゃいましたが、それもだめだという声はまだ上がっておりますが、これも綱引きの中で何とか実現したいと思っている次第でございます。

そうした今後の調整がありますし、引き続きの問題もまだございます。NHKの問題あるいは最終的には農業の問題もありますが、これはまだこうした表の舞台での大きな議論には、まだなっておりません。とにかく今後、大きな国の枠組みを少し民間の方に移していく、民間がそれぞれ責任を持って自分たちの国や地域を運営していくという形にこれからするわけでございますから、その意図も十分に私どもはわかまえているつもりでございますが、これをより一層大きな国民の世論にしていかなければいけないと思っております。引き続き、よろしく申し上げます。

宮内議長 ありがとうございます。大臣のお話にもございましたように、当会議といたしましては、答申のとりまとめに向けまして全力を挙げてまいります。引き続き、大臣副大臣におかれましては、御指導のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、私から今月5日の放送・通信に関する重点事項推進ワーキンググループの模様と、7日の経済財政諮問会議の模様につきまして、簡単に御報告させていただきます。

5日の重点事項推進ワーキンググループでは、総務大臣主催の通信・放送の在り方に関する懇談会の松原座長にお越しいただきました。松原座長からは、懇談会の報告書の内容等について御説明をいただき、当会議の考え方については、鈴木議長代理から御説明をいたしまして、公共放送の在り方を始め、通信・放送分野の課題について、幅広く意見交換を行いました。

この結果、当会議と総務省の懇談会とは問題意識も具体的な提案につきましても、共通点が多いことがわかりましたので、是非報告書の方向性で実現していただきたいと申し上

げるとともに、当会議としても意見交換を踏まえまして、答申のとりまとめに向けて、更に検討を深めたい旨、申し上げました。

次に、7日の経済財政諮問会議では、中馬大臣とともに出席いたしまして、重点課題について、教育委員会制度の見直し、放送・通信改革を中心に御報告をしましりました。お手元に同会議の資料を配付してございますので、適時、御参照いただきたいと思います。

まず、諮問会議側からは、お手元に配付しております資料に基づき、民間議員から、1つ、来年3月で役割を終える当会議の後継組織について、できる限り早く検討を開始すべきである。

1つ、教育、外国人の受け入れ、農業等の分野での取組を積極的に推進すべきである。

1つ、教育委員会が、現状ではさまざまな問題を抱えているのではないか。正すべきところは正す必要がある。

1つ、外国人の受け入れについては、在留要件の緩和やもう少し受け入れの範囲を見直してもよいのではないか。

1つ、農業関連では、農地制度の見直し、農協の抜本的改革についても、本年末を目途に更に検討を進める必要がある。このようなお話がございました。

引き続きまして、私からお手元の提出資料に基づきまして、教育委員会の必置義務について再検討をお願いするとともに、通信・放送の在り方について、デジタル化・ブロードバンド化に即応した環境・制度の整備が必要であることを申し上げました。通信・放送については、竹中大臣からも同じ考え方であるとのことでした。

そして、中馬大臣からは、先ほどお話しいただきましたように、教育委員会の必置規制を中心に御発言がございました。

すなわち、「教育委員会の設置が義務づけられているため、地方自治体の長には、教育・行政の執行権限はない。一方、教育委員会は、形骸化しており、生徒・保護者の意向を反映する組織となっていない。これらの指摘が、地方公共団体や父兄からも多く寄せられている。このため、まず、特区において、国の責任をしっかりと担保した上で、教育委員会を置くか否かを地方自治体の選択に委ね、地方自治体の長に責任と権限を与えてはどうか。これは、地方分権という時代の流れに沿っている。」このような御発言がございました。

これに対しまして、小坂文部科学大臣からは、「地方分権の観点から、文化・スポーツといった教育委員会の所掌の一部を地方の裁量に委ねる改革を進めている。ただ、学校教育、社会教育は、教育の中立性、継続性、安定性の観点から引き続き教育委員会が担当すべきである。引き続き、教育委員会の改革に取り組んでいきたい。ただし、特区制度の活用については、政治的な立場にかかわらず、一定の要件を満たせば、特区として認めなければならないので、教育の政治的中立性という観点から、更に慎重な検討が必要である。いずれにしましても中馬大臣と協議をしていきたい。」このような御発言がございました。

最後に、与謝野大臣から、「教育委員会、通信・放送の問題は、与党を含めて関係者と

更に打ち合わせて欲しい。規制改革・民間開放推進会議の後継組織も課題である」とのとりまとめがございました。

以上が7日の諮問会議の様でございます。詳細につきましては、お手元の諮問会議の議事要旨をご覧くださいと思います。

その他の事項につきましても、各責任担当委員を中心に、関係方面との調整を進めていらっしゃると思いますので、是非具体的成果を目指しまして、引き続き御尽力をいただくことをお願い申し上げたいと思います。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、審議に入らせていただきます。本日は、前回の各課題の論点整理をベースに、その後の調整状況も踏まえまして、答申の素案という形で各事項の案文をお示しいただいておりますので、各責任担当委員より、内容及び調整状況につきまして御説明をいただき、意見交換を行いたいと存じます。

なお、本日の資料及び審議内容につきましては、政府の審議機関内部における検討に関する情報との位置づけに当たりますので、素案、議事録につきましては、答申の公表までの間は公表しないことにいたしますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

それでは、いつものように、御説明は、資料の順番に沿いまして1分野5～6分程度でお願いできればと思います。御欠席の委員の担当事項につきましては、事務局よりお願い申し上げたいと思います。

それでは、いつものとおりの順番で、放送・通信につきまして、鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、御説明いたします。

放送・通信分野につきましては、先週5日に重点事項推進ワーキンググループを開催して、総務大臣主催懇談会の松原座長と意見交換をいたしました。

その模様につきましては、先ほど宮内議長から御報告があったとおりです。

このやりとりの中で、私どもが注文を付けた事項についても、その後、翌日に開かれた懇談会で取り入れられているところがあるということも併せて申し上げておきたいと思っております。

ということで、提言案文内容は、前回の5月30日の推進会議に提出しました論点整理の中の当会議の見解という部分に書いてありますものから大きな変化はありません。当会議としての問題意識を明確にするとともに、具体的施策について時期を明示したということです。

2枚目をめくっていただきまして、具体的施策のところをご覧くださいと思います。

まず、公共放送としてのNHKの在り方の見直しについてですが、何度も申し上げておりますように、数多くのメディアや情報にアクセスが可能となっている今日では、たとえ公共放送であっても視聴者に選んで見てもらう、満足してもらう、そういう姿勢がなければ成り立ちません。

この意味で、現行の受信料制度は本来廃止すべきですが、長年定着してきた制度ですから、簡単には変えられないということで、当面維持するとしたとしても、受信料収入をもって行う公共放送としての事業範囲は真に必要なものに限定すべきであり、それ以外の事業については、自由な契約に基づく料金収入に財源を求めることにより、公共放送とは明確に区別した上で、制約を撤廃するというのが基本的な考え方であります。

そのような観点からしますと、現行の8波という保有チャンネルは大幅に削減すべきである。その上で、受信料収入で賄われる公共放送として、仮に地上波2波を考えた場合でも、真に公共放送としてふさわしい事業と、それ以外の事業とに再編成すべきであると考えております。

それを経営上も明確にして、NHKをスリム化するとともに、より自由な事業展開を可能とする観点から、組織を娯楽、アーカイブ、それから国際放送というように別々にすることも検討されてしかるべきではないかと考えております。そのような提言案内容となっております。

また、放送のデジタル化によってNHKに割り当てられた周波数に余裕が生ずることが考えられます。デジタル化とともに、それに関連して転送技術が進歩しており、圧縮技術の進歩がそれを加速していると考えられます。

それに対応した組織の在り方や有効活用の方法を検討、工夫すべきであるとして、具体的な事項はこの中に書き込んであります。

続いて、放送事業に関する規制の見直しについてですが、昨年末の第2次答申でも提言しましたマスメディア集中排除原則の緩和に加えて、民放、特にローカル局の経営基盤強化及びコンテンツの新たな流通経路の確保の観点から、1つは地上波放送用に割り当てられた周波数帯を他の事業者にリースすることを容認する。

2つ目としては、IPマルチキャスト等の新しい伝送路の特徴を生かして、地域を限定しない地上波デジタル放送の再送信を実現することなどを、第2次答申で提言した競争促進のための施策と合わせて、着実に実行すべきであると考えております。このような内容となっております。

次に通信事業ですが、NTTにつきましては、持株会社の下で再編成するという方針が決定された当時から、事実上独占状態にある事業と、その他の事業とが一体的に運営されるのではないかという懸念があったため、NTTに対する非対称規制という形で規制を残さざるを得ませんでした。

したがって、規制緩和の推進も不徹底なものとならざるを得ませんでした。また、今日のようなIP時代を迎え、なお、市場構造に大きな変化がなく、このままではブロードバンド市場の公正な競争と、健全な発展を阻害するおそれがあると考えております。

そこで、アクセス部門を含むボトルネック設備の機能分離を行うとともに、現在までは会計分離しかしておりませんので、機能分離をするということにまでとりあえず進めるとともに、公正競争確保のための施策を徹底する必要があると考えます。

その上で、できるだけ早い時期に通信・放送関連の法制度の抜本的な改正を行って、持株会社、私はいつも言うておりますが、今の持株会社は2つの意見を足しただけで、2で割ってもいなければ何でもない、足しただけの鬼子のような存在であるわけですが、その持株会社を廃止し、伴って東西会社の業務範囲制限の撤廃をする。そういうことをすることによって、NTT各社が独立した通信・放送の事業体として、決してドミナントあるいは独占者ではないという立場で、他の放送事業者あるいは通信事業者と対等の立場でやっていけるような基盤をつくる。それによって、NTTが持っている全体の今の力が本当に発揮できるのであって、押さえ付けて非対称規制を課しておくという現状は愚かな政策であるということを考えまして、その方向を目指すべきであるとしております。

最後は、通信と放送の融合に対応した制度の整備についてですが、IPマルチキャストについては、著作権法上、有線放送と同様に取り扱うことなど、インターネット配信の位置づけを明確にする必要があります。

また、技術的に通信と放送の共用が可能となっている伝送機能について、通信・放送共通の規律を適用することなど、融合時代にふさわしい法体系の在り方について検討すべきであると考えています。

以上のような考え方に基つきまして、お手元の資料の通りの案文を現段階において作成しております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、次は教育の分野でございます。

草刈総括主査、お願いします。

草刈総括主査 教育分野の1ページ目からですが、テーマは3つございます。

1つは、まず、学校選択に関してですけれども、これは昨年末に一回合意した内容をうまいことごまかされそうだとということで、それはおかしいと再討議を求めて、公開討論会でこの前はっきりした向こう側の訂正文言をもらいまして、したがって、その内容を今回の答申で再確認を求めると、そのフォローアップを具体的な期限を切って求めるというテーマで、継続案件で、今回で打ち止めにしようと思っているところです。

具体的にいきますと、1つは、いじめへの対応、2番目が通学の利便性などの地理的な理由、3番目は部活動等学校独自の活動など、その3つのことについては、就学指定の変更の理由として、すべての自治体において認められてよいということを答申の文章の上で明確に再確認をします。そして、教育委員会あての文章の通知を求めて、来年1月の就学指定手続まで周知すべきこと、そしてその後の実績を調査・公表すべきこと、これを求める内容になっております。

2番目が教育バウチャーでございますが、これは御承知のとおり、18年度中に結論を出すということで、文部科学省の検討委員会というのが、今、やられているところですが、どうもいろいろ内容を聞いてみると、さっぱり焦点が定まらない検討会を続けているやに見受けられるということなので、焦点をはっきり絞って、我々が要求している児童生徒、

保護者の選択に基づく予算配分方式の導入、予算配分方式の変更ということに向けた議論を早くしてほしいと。そして、これについては、だらだらやってもらっては困るので、きちんとしたロードマップを求めるということを、今、この答申の中ではっきりさせたいと思います。

3番目が、教育の3ページ目の教育委員会制度の見直しでございます。これが全般のメインイシューということで、鋭意取り組んでまいったわけですけれども、教育委員会を必置から選択性にするということ。これは、先ほど中馬大臣の方から、かなり明解な御説明をいただきましたので、私の方からこれ以上申し上げることはありません。

ただ、これは最後の大詰め段階に来ていると認識しておりますので、当会議としてもやるべきこと、あるいはやれることはすべて大臣の御指示をお願いしながらするつもりでございますし、また、中馬大臣におかれても、一層の御尽力をいただいて、何とか成果を上げたいと思っているところでございます。

教育については、以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、次は保育でございます。

白石委員、お願いします。

白石委員 保育については、皆様のお手元のペーパーの保育-1から始まります。もう御案内のとおり、出生率は1.25まで下がりましたが、出生率回復のためには、経済的支援に加え、すべての人が保育サービスにアクセスできるような機会を提供していくことが最も大切だと思います。

現在、待機児童数は非常に増えているわけですが、それ以外に在宅で子育てをしていらっしゃる方たちが、休息を兼ねて、もしくは再度の社会復帰に向けて働き始めるアクセルとなるために、保育サービスの拡充というのは、何よりも大事なことだと思っております。

保育分野の項目としましては、保育-3以降にお示しをしたとおり、5つでございます。

1つは、現在、公立と社会福祉法人の保育所が多いわけでございますけれども、それについて民間参入を進めていくために、保育所の1人当たりの面積といった認可基準を見直していくということでございます。

現在でも認可保育所においては、例えば子ども向けのいろいろな音楽教室や時間外保育といった保育時間以外のサービスは可能なわけございまして、それに対して料金を取っていくということができるわけでございますが、こうしたことが周知徹底されておられないので、これについても広く知らしめていくということでございます。

認可保育所の会計基準のところでは、株式会社がこうした保育所に参入してきますと、企業会計に加えて社会福祉法人の会計基準で求める財務諸表をつくらなければいけませんので、こうした煩雑な手続を撤廃するというところでございます。

大きい項目の2番目でございますが、現在、認定子ども園というものが検討されておまして、この秋以降、全国で本格的にスタートしてまいります。この認定子ども園と申しますのは、直接契約でございます。これを量的に増やしていくことによって、保育を提供

する事業者とユーザー側が直接契約をできるというようなことが可能になりますので、この認定子ども園がより使いやすいものになるよう、きちんと制度を改善していただくというところでございます。

3番目は、それに付随することですけれども、現在のように、一部措置制度が残っているような方式ではなく、よい保育所とそれを求めるユーザーとが直結するように、利用者と認可保育所における直接契約が実施されるよう努めてまいりたいと思います。

最後にバウチャーと申しますか、利用者に対して直接補助方式でサービスを提供することによって、現在のように保育所に出される機関補助とは違って、競争環境がつくられる、その結果、さまざまな多様なサービスが生まれて、利用者がより使いやすいような環境になっていくと思います。

最後が情報公開でございます。

前回の会議以降、保育サービスを提供していただいております民間事業者 24 時間のところを含め、2 事業者のヒアリング、そして、東京都 23 区内のある区と特区に向けての提案ができないかということ等も検討してまいりまして、厚生労働省との事務局レベルでの折衝もしております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、次に外国人・金融、この両方につきましては、菱沼企画官からお願いします。

菱沼企画官 まず、外国人分野から安居委員が御欠席のため、代わって御説明いたします。

前回の本会議後、先々週金曜日に議事録と資料を公開という形で開催したワーキンググループを踏まえての状況でございます。

まず、2 ページの「(1) 在留外国人の入国後のチェック体制の強化」につきましては、これは概ね理解が得られており、本案を基に今後細部の協議に入ることができる状況になっております。

次に、4 ページに移りまして「(2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直し」に関してです。

1 点目の は、我が国の国家資格を得た外国人の就労に対して、内外人平等を保障しつつ、外国人留学生、就学生の我が国での就労を促進するとの観点からの介護福祉士の受け入れについては、かねて民間からの要望も受け付けてきたところですが、当該資格が高校卒業レベルにあって、現行法令が規定する大卒または実務経験 10 年以上との要件に合致していないとして、厚生労働省との議論が平行線となっているところでございます。

そこで、当該要件に見合う社会福祉士資格を交えた形で再度議論を行いたいと考えております。

5 ページの ですが、対日直接投資の促進の観点から、企業内転勤と在留資格の改善についてですが、「ア 受入れ範囲の拡大」については、非公式ながら概ね法務省の了解が

得られている一方で、次の6ページの「イ 優良な企業向けの申請要件・手続の緩和、活動範囲の拡大等」につきましては、在留資格認定証明書やビザ発給の在り方とも絡んで、外務省も含めた更なる検討が必要な状況になっております。

外国人分野については、以上でございます。

続きまして、金融分野、神田委員に代わっての御説明でございます。

金融分野は、今回お示しする素案は、基本的に前回本会議での各課題の論点整理のうち、当会議の見解の部分を問題意識、それから具体的施策に分けて記述したのになってございます。

「 資本市場についてのルールの明確化」。これはいわゆる日本版ノーアクションレター制度の改善ということでございまして、問題意識で、現在の閣議決定に基づく制度では、その適用の対象が行政処分に係るものということで、例えば行政がある行為について告発をするかとか、あるいは課徴金を適用するかといった点について、ノーアクションレター制度の対象になっていない。だから、対象を拡充する必要がある。また、実際の利用件数も極めて少ないといったことを記してございます。

それを踏まえまして、2ページの具体的施策ということで、現在の行政処分に係るものというのを行政権限の行使に係るものと拡大する。その意味で、現在の閣議決定の改正が必要であるとして書いてございます。また、現行制度の更なる周知徹底に取り組むということにも触れてございます。

これに対しまして、総務省も現行制度には少なからず問題意識を持っているようでございまして、閣議決定に限らず、広くルールの事前の明確化に関する民間事業者の具体的なニーズを聞いてみたい。それを踏まえて制度の在り方を考えてみたいということでございます。

当方、神田委員としては、このような取組を後押しする形で、総務省とも連携を取り、鈴木議長代理、また大橋専門委員の力もお借りして、速やかな閣議決定の改正につなげたいと考えております。

これらの状況について、今後、案文に反映させるということになるわけでございます。

続きまして、同じく2ページの「 監視機能の見直し」ですが、市場において、どうもルール違反があってもとがめられていないのではないかと。あるいは、そもそも違反が発見されていないのではないかととの問題意識がございまして。

そこで、エンフォースメント、それからルールメイキングの在り方について触れているわけでございます。

ここの全体のコンセプトといたしましては、3ページの2段落目にも書いてございまして、エンフォースメントの強化につきましては、あくまで正当な市場取引が萎縮することがないように、併せてノーアクションレター制度等の事前のルールの明確化というものが必要であるということでございます。

その後の具体的施策ということで、例えば証券取引等監視委員会で、現在の人数の中で

もう少し頑張ってもらえないかということ。あるいは、例えば委員会の勧告、告発について現在の2倍程度といった数値目標を掲げられないだろうかとしております。

そして、いわゆる課徴金制度の運用、こちらの方は、まだ制度ができて1年程度で実績が乏しいところです。

さはさりながら、現在1年間で数えるほどの適用というのはどうかということで、例えば100ないし200件程度は必要なのではないかとしております。また、更に課徴金の水準の引き上げの検討も必要であろうということも触れてございます。

次にエンフォースメントのほかにルールメイキングの方ということで、委員会の建議等について、実態に合わせて、迅速かつ透明にルールはどんどん変えていかなければいけないという問題意識に基づきまして、具体的施策で、建議等の活用を促しております。

の監視機能の部分につきましては、金融庁、証券取引等監視委員会の感触は、昨今の状況もございまして、取組への意欲は高い。ただ、どうしても人員が足りないんだという話を中心になってしまいます。

当方、神田委員としましては、人員のことは別といたしまして、目に見える形での取組を強化できないかという問題意識でございまして、この観点から今後も調整を進めまして、金融庁そして証券取引等監視委員会からより具体的な取組を引き出して、それらを案文に反映させるということで、今回の会議につきまして、これは現在の素案をベースに、については総務省、につきましては金融庁、そして証券取引等監視委員会に感触を聞き始めておりますので、今回の会議には、それらの調整を踏まえた案文を示すことになろうかと思えます。

金融分野については、以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、最後に基本ルールでございまして。

鈴木議長代理、黒川委員、原委員、お願いします。

鈴木議長代理 基本ルールに関しましては、3つのテーマを持ってありますが、それについて私が包括的に説明させていただいて、黒川委員、原委員から補足をさせていただきたいと思えます。

基本ルールのテーマとしては、一定期間経過後の規制の見直し基準の策定、国と地方との規制合理化、それから資格制度、この3つを当面のテーマとして持っております。

一定期間経過後の規制の見直し基準の策定につきましては、昨年末の第2次答申で通知や通達など法令以外に行政機関が定める規制について、その形式・内容等についての見直し基準を策定したところです。これについては今年度中に各省庁において、通知・通達等の洗い出しをして、整理作業を行い、来年度から本格的な通知・通達の見直しに着手することとしております。

規制を含む新設の法律につきましては、内閣法制局や総務省、財務省等でチェックをして、一定期間経過後の見直し基準を盛り込んでいるのが、現在の仕組みですが、これを既存の法律に拡大するとともに、つまり新設のときだけではなく、既存の法律全体に拡大す

るとともに、法律の見直しに併せて、政省令や通知・通達類も定期的に見直しを行っていきこうというのが、今回の一定期間経過後の基準見直しの基本的な考えです。

つまり、今までは法律を新設するときだけだったが、既にできている法律も範囲に加えるということが第1点。

第2点は、法律だけではなくて、政省令、そして通知・通達のたぐい、その通知・通達のたぐいの中にも、これは前回も申しあげましたが、いわゆる審査基準に準ずるもの、つまり外部的効果のあるもの、それからそうではない普通の行政指導に属するものと、こういうものがあるわけですが、実際に世の中を支配といいますか、コントロールしていくのは、この下部の部分に行くにしたがって具体性を帯びて、それが規制の実質的な内容となっているわけですから、法律を見直すだけでは足りないわけで、むしろ下の方のもの、その見直しが重要であります。それをやってくださいというのが、今回のポイントです。

現在、新設法律の見直し条項の例を見ると、平均的には5年後見直しが多いのが現状ですが、長いものとしては10年というものもあります。

したがって、今回の見直し基準においては、一応5年を標準として、それよりもできるだけ短く設定する、最長は10年だというようにしてはどうかと考えております。

各省庁には、今年度中に所管の各法律について、初回見直しの年度と、周期を設定して、それを一覧表にしてホームページ等で公表することとして、来年以降は、各省庁において、その一覧表に明記された見直しの周期にのっとり、必要な見直しを行ってもらうということを考えております。

見直しの実施状況については、当会議や総務省などできちんとフォローアップして、適宜報告を受け、意見を言うということにしております。

この案文につきましては、前回御了承を得て、ファーストドラフトを各省に配付して、現在、折衝中です。いろいろな意見が出ておりまして、その中で聞くべきものは聞いて、今回、若干モディファイしております。これが一定期間経過後の規制の見直し基準の策定の問題です。

次に、国と地方の規制の合理化ですが、国の過剰関与の撤廃については、個別の問題について、各省からヒアリングを行ってまいりました。特に地方六団体から寄せられている20項目の国の過剰関与に関する例を中心としてヒアリングを行いました。

問題意識としては3点ほどあるかと思えます。1つは、自治事務に関して、法令によって必置規制、基準が義務づけられているものについて、不必要に地方の自立性を阻害しているものがあり、政省令による規制は最小限として、特に必要な場合には、その理由を明らかにすべきであるという点が第1点です。

第2点目は、技術的助言に従わないと不利益を被る、もしくは地方分権一括法以前の通達が整理されずに温存されているものがあります。これらについては、昨年末にとりまとめた通知・通達等の見直し基準に従って、適切な整理を行うべきであるということが第2点です。

第3点は、過去に策定されました基準が、現状に合わないまま放置されているのもあり、これらについては、本年とりまとめようとしております一定期間経過後の規制の見直しを通じて改めていく必要があると思っております。

地方ごとに異なる規制の合理化につきましては、数項目についてヒアリングを行いました。各種手続の様式等が各自治体で独自に定められており、広域的に事業活動を行う場合に、いろいろな不便が生じておるといことは「あじさい」や「もみじ」などの要望からも出されているわけです。

単なる様式の統一により、これはフォームの問題ですから、フォームの統一によって地方自治の本旨が損われる、そういう議論を現実にされましたが、そういう懸念は小さいのではないかと思います。

国民生活の利便性の向上につながるものですから、そういう観点から推進していきたいと考えております。

具体的な解決の方向性としては、国として技術的助言や、電子化を通じた情報の共有化等を通じて、できる限りこういうような不ぞろいな様式の解消に努め、また地方においても地方自治体等を通じた取組みがなされていくべきではないかと考えて案文はつくられております。

具体的施策として、国の過剰関与の撤廃に関して、ここの中で具体的に取り上げて是正を求めていますのは、例えば職業能力開発等の施設の設置とか、土地利用計画の策定変更に関する問題などを具体的な改善事項として入れております。その他の問題もございません。

地方ごとに異なる規制の合理化に関しましては、地方公金の納入書の様式の統一の問題などについて見直しの方向性をとりまとめたところであり、今後内容について各省庁と折衝してまいりたいと考えております。これが国と地方の規制の合理化です。

3番目の資格制度ですが、資格制度につきましては、平成7年に当時の規制改革委員会において、弁護士的大幅増員を提言して、それ以来、法曹人口の問題、各士業の業務独占の在り方の見直し、報酬規定、広告規制の撤廃などを提言しました。今回、ヒアリングを行いました。かなりの成果を上げたという評価をしてよいのかと思っております。

今回の資格制度の見直しにつきましては、特に弁護士、公認会計士、司法書士等の事務系の主な業務独占資格を取り上げて、各省庁関係団体からヒアリングを行ってまいりました。

問題意識としては、3点ほど挙げられます。

第1点は、建築士や公認会計士等において、信頼を裏切る事件が続発しており、単純に資格者の倫理感だとか責任感だけで法秩序は維持できない状況が生じているのではないかとというのが第1点です。

第2点は、社会の変化、複雑化もあって、資格者が資格を取得した当時の知識や技術だけでは解決できない問題も発生しているのではないかと、これが第2点です。

第3点は、これらの士業においては、資格者団体に加入しなければ業務を行うことはできないことになっているものが多いのですが、これが資格者間の業務の連携等を阻害し、私の表現によりますと、資格者間で壁をつくって、その壁と壁との接点でフリクションを起こすということです。もう少し国民が専門職に対して相談するときの自由さを与えることによって、国民の利便に寄与すべきではないのかというのが視点です。

具体的施策としては、まず、資格制度全般について、懲戒の基準を明確にするとともに、違反者に対しては厳格な処分を行うとともに、これを公表するというプロセスはどうしても必要だと考えております。

また、個別資格としては、公認会計士、建築士、医師、税理士の4資格について取り上げておまして、具体的には公認会計士につきましては、継続的な研修だとか、資格更新制度についての検討をし、それから公認会計士のいわゆる監査法人の責任という問題を含めた諸々の制度の見直しをするということ。そして、監査に関連する情報の開示、これらの問題を解決していくべきだと考えております。

建築士につきましては、質の維持向上に向けた情報の開示とか、各分野の能力というのが社会的に認知されるような民間による認証の仕組みの検討などが必要かと思っております。設計、意匠、構造についてそれぞれ違う資格にすべきではないのかという議論も前回やったかと思っておりますが、新たな資格に細分化するというよりも、医師の制度の中にもありますが、専門医制度という民間的な資格が育ちつつあるわけですから、この建築士業界の中においても、例えば構造を専門とする、あるいは意匠を専門とする、そういうものが何らかの形で民間的なシステムとして育っていくと、現在はその方向はありませんが、そういう方向に政策誘導ができないだろうか、そうすることによって、その人が何を得意技として持っているのかということ国民にわかりやすくする、発注者にわかりやすくする、こういうシステムを検討していくべきではないのかということ提言内容としております。

医師につきましては、問題医師についての再教育の徹底とか、知識、技能など資質向上をサポートするための取組みとか、さっきも申しましたが専門員制度を含めたシステムの在り方を改善していくべき問題などを、取り上げるべき課題だと考えております。

最後に税理士につきましては、税務官公署の職員が23年勤めると、資格試験以外の一定のテストを受ければ、税理士として認められるというシステムを長年取っているわけですが、それは資格を正面から取ってきた人と比べて不公平ではないのか、それに伴ういろいろな不具合はないのかという点です。これは民間の青年税理士会からの要望も受けている問題ですし、前回の規制改革委員会するときにも1つの大きな問題として取り上げられた事項ですので、この問題も併せて考えてみたいと考えております。

今般、この案文をベースとして、各省庁と、これから最後の詰めに入っていきたいと考えております。

私からは以上です。黒川委員、それから原委員から補足をお願いします。

原委員 そうしましたら、今、ちょうど資格のところを最後に鈴木議長代理の方からお

話になったので、少し補足的なのですが、22～24ページにかけて公認会計士について、前回提出したものより、分量的に3倍ぐらい加筆をしております。

公認会計士、監査の在り方については、世界的にエンロンの事件があった後、アメリカでも企業会計の改革法というのが出されて、それを受けて国内でも公認会計士の見直しというのをやっていたんですが、でもまた今回青山監査法人のこういった事件というか、不祥事がありまして、再度どういう在り方がいいのかということが大きな課題です。

アメリカは、そういう動きですし、それからEUも、今、閣僚理事会、第8次指令というのを出してありまして、これに基づいて各国見直しのところに来ているんですが、世界的に見ても、責任の取り方、在り方とか、これは公認会計士個人と監査法人との有限責任と無限責任との責任をどういうふうにとっていくのがいいのか。

23ページなんですけれども、まず資質の向上というのがありますが「(イ)監査法人制度の見直し」というのがございまして、ここで言わんとしていることは、行政処分にしる、刑事罰にしる、どういうペナルティーのかけ方が適正な監査が行われるインセンティブになるのかということです。自主規制でも実際に7年とか5年とかで担当を代えるということもやったりしていますけれども、そういう自主規制としての努力の部分と、行政処分や刑事罰、特に今クローズアップされているのは課徴金を入れるということなんですけど、適正な組み合わせを検討していくべきではないかと考えております。

それから、EUの第8次指令で今非常に注目を浴びているのが、24ページに書きました情報開示の部分です。非常に外から見ても監査報酬とか、どういう処分をしているかという見えにくい部分を情報開示をしていこうと、これはかなりEUなんかでは重視をされている考え方ということで、この部分についても検討を進めるようにという形で少し記述を加えて検討を深めていただきたいというふうにいたしました。

私の方からは以上です。

黒川委員 私のところは、国と地方の規制の合理化で、さっき鈴木議長代理が説明されたことで、ほとんど内容は尽くしているんですが、前回この会議のときに、2つのアジェンダを出されていて、1つはできるだけ地方分権一括法の世界で、地域が自由な裁量でできるようにするという一方であるんだけど、合理的にきちんと論理を尽くして、国の役割というのはこういうところだということを忘れないでほしいという、そういう文章を書き込むようにということがあります。

この基本ルールの13ページの問題意識のところ、国と地方の関係のところの国の過剰関与の問題については、あえて国がこういうことについては意識しなければならないという具体的な事例を書いた上で裁量をできるだけ生かせるような環境にしてくださいと配慮した文章になっております。これは十分な文章かどうかはわかりませんが、そういう文章にしましたということで、事務局はすごく苦労してくださいました。

前回もう一つアジェンダとして出てきたのは、地方交付税制度についてもう少し簡素でわかりやすいものに変えていくべきだということで、これについては、これからどうい

対応をするかはわからないけれども、問題出しということで、アジェンダとしてそういうことを意識していますということ、ここに書き込ませていただきましたということで、2つの点が、前回の会議のときよりは書き加えられていますということです。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、現在までの案文の検討状況の御報告でございました。

それでは、これから御自由に意見交換をさせていただきたいと思います。

福井専門委員、どうぞ。

福井専門委員 基本ルール13ページの「(2)国と地方の規制合理化」のところですが、前回、私からこの点を御指摘申し上げたわけですが、ちょっとまだこの記述だと趣旨が反映されていないので、是非次のような趣旨で記述していただければと存じます。

まず、国が役割を果たすべきかどうか、あるいは地方の裁量に委ねるべきかどうかという切り口よりも、地方が行うべきことと、地方が行う範囲の中に入っていない、ないし地方自治体が裁量でもってできないことがあるということ、もう少し並列的に厳格に論じた方がよろしいかと思えます。

すなわち、1つ目の類型は、地方の事務であったとしても、国家が国として統一的、画一的に一定の基準を厳格に担保すべき分野がある。自治体が、言わばそれを裁量で奪えない分野があるというのが1つだと思えます。

2つ目は、そうではなくて、まさに教育委員会制度がその典型でありますように、地方の自主性や自立性あるいは政策判断を原則として尊重すべき分野があるということです。これは全く異なる分野が併存しているということです。原則として地方に何でも任せべきなだけけれども、国が果たすべき役割もあるというよりは、地方が判断しても一定の奪えない権利や利益があるということをもう少し明確にした方がいいと思えます。

1つ目の類型が自治体が奪えない類型、すなわち国民や企業の固有の利益や権利、そういったものについては、自治体の裁量や分権の問題ではないと位置づけた方がいいと思わけます。

例えば、これも話題になりましたが、学校選択制、これについては草刈主査からさっき御報告がありましたように、自治体の裁量で学校選択制をしない自由があるという整理にはならなかったわけです。こういうことも非常に重要です。また国として統一すべき学習指導要領のような最低限の学習事項、こういったものも自治体が最低限のことを教えないうにするということは勿論できないと考えられるわけです。

また、土地利用の面でも、最近のまちづくり3法などで話題ですが、居住移転の自由や営業の自由あるいは財産権といった観点で言えば、自治体が固有にこれらを侵害してもいいということにはならないわけですから、自治体は自分たちの裁量行政権限や分権という名目であっても、こういう侵害に関わってはいけないということをはっきり出すべきではないだろうか。あるいは広域的利害です。1つの自治体だけで完結しないような利害に関わることは、やはりある自治体だけで決めていいということにはならない。こういっ

たことをもう少しはっきり出してはどうかということです。

2つ目のまさに自治体の裁量に委ねるべき領域、これは勿論地方行政分野の大宗を占めるわけですが、例えば教育委員会を置くかどうかということ、あるいは教育について言えば、カリキュラム編成やクラス編制をどういうふうにするのかということは、自治体の固有の事情によるわけです。

更に土地利用などの面でも、自治体で完結するような効果を持つ都市計画や建築計画、すなわち自治体内での政策判断に属する事項が圧倒的に多いわけですが、これは国が口を出すべきではない分野です。それぞれに独立に重要な分野ですので、ついでに書くというよりははっきりと書き分けて明記をしていただくということが必要だと思います。

宮内議長 どうぞ。

黒川委員 前回からこの問題というのは、ずっと議論されていることになっているんですが、今、福井専門委員が言われたというか、一方で憲法的な要件というんですか、取引の自由ですとか、それから個々の人々の権利を侵害しないということ、これはあえて憲法的な要件を言うのに、地方が上か、国が上かということが議論できるかどうかということに関して判断ができなかったんです。

ですから、憲法的要件の問題というのは、国・地方の問題ではなくて、地域で犯した場合にも問題であるわけだし、国が犯した場合でも問題であるので、今の福井専門委員の分け方が本当にうまくいくのかどうか心配だったということで、事務局とここのところの書き方に関して大議論をしてしまいました。

憲法的な要件のケースの場合は、国だから地方だからという議論はできないのではないかという判断で、この種の例の文章を書いてしまいましたということで、これをどう議論したらいいかと、ちょっと深刻な問題なので、是非ここでももう少し議論していただきたいと思っています。

福井専門委員のおっしゃっていることに関しては、全然反論するところはないんですけれども、もう一つ前回のときに議論が出たのは、この議論をするよりは、どちらかというところ、我々は規制改革会議なので、競争政策上競争を担保するためのルールというんですか、そういうことから問題意識を出すべきなんではないかということで、例えば競争を阻害するような形の行動様式に関して、国がそれはまずいですよという説明をするようなケースというのがあるかもしれないということで、八代委員が言われたような考え方で文章を書くべきなのか、憲法的要件論で議論を書くべきなのか、具体的な事例で書くべきなのか、少し迷ってました。

それで、今日の議論になっているわけですが、我々の立場をどこに置いて議論したらいいのかということについて、これまでわかりやすい考え方というと、基本的には地方分権一括法の世界で、できるだけ地域に自由を与えましょうというロジックの中で来ているので、そのトーンを壊さないような形でうまく、しかし国の役割はあるんだということも認識してもらいたいとの折り合いでこういう文章になっているんですが、福井専門委

員が言われている内容というのは、先ほど言われたように、皆さんも理解できると思うんですけれども、どういう落としどころにしたらいいのかというのが事務局とか、私のところで悩んでいたところです。

宮内議長 どうぞ。

福井専門委員 補足ですけれども、別に憲法的価値と言う必要はないと思うんです。要するに自治体が分権だから、自治体の条例なり自分自身で決めたことだからといって国家的要請と反することをしてもいいわけではない。あるいは国としての最低限の教育内容と違うことをしてもいいわけではないということははっきりしているわけですが、それは国が上とか、地方が上という問題よりも、自治体の裁量や分権だからということで制限してもいいわけではない。そういう領域があるということが、やはり重要だと思います。

しかもそういう領域については、自治体が何かやろうとしたとき、實際上、国が気がついて、これこれそういうことは幾ら自治体でもできませんよ、ということを実際に是正指導あるいは技術的助言などをして撤回させたり、修正させたりした例も過去に数限りなくあるわけですし、そういうところに気がついているのに、全然注意を払わないということは、国の在り方としてまずいと思うわけです。

それと、本来の分権に関わる事項、まさに自治体で勝手に、あるいは自由にやっていただくべき事項とは、やはり次元が違うということをはっきりしておきませんか、一般的には分権がいいんだけど、気をつけないといけないことがあるというよりは、むしろ一定の分野は気をつけてもらわないといけない領域であり、それについて国が発見しているのであれば、国として責任を果たすべきは、本来の国民固有の利益、権利を守ることです。要するに教育で言いますと、生徒や保護者の利益でありますし、その他一般についても国民固有あるいは企業固有の利益だと思うんです。

そのための規制改革であるということ、全面的に打ち出すべきではないかと考えます。

鈴木議長代理 ですけれども、福井専門委員、とにかく今の考え方は規制緩和して官から民へだと、それから国から地方へだと、これは言われて久しいわけですね。ですから、基本は民に移す、地方に移すというのが我々のテーゼではないでしょうか。

そうすると、国がそれでもやらなければならないものは何だというのは、むしろどっちかということ、さっきあなたがおっしゃったのは、並列的なことを言っておられるけれども、段階的に見たときには、まず民があって、そのうえで国がここだけはやらなければいけない、言ってみたらポジティブリスト的に国がそれを留保するというふうに考えるのが、これが今後の流れではないでしょうかね。

ですから、さっきおっしゃった幾つかの例の中で、こういうことは全く同じにならないといけないという議論があったが、例えば教育の問題などで、英語しか教えない学校が仮にあるとしたら、それを選ぶのは、その自治体に選ばしても私はよいのではないかと思いますから、並列とはどういう意味かということなのですが、私はむしろそういう順番で問題を発想すべきではないかと思いますが。

福井専門委員 できるだけ地方にというのは、それはそうなんですが、むしろ地方で判断すべきでない事項がある。勿論、その中身が今おっしゃったように、英語だけ教える学校のことかどうかなど、勿論個別の中身についてはいろんな議論があると思うんですが、典型例はまさに教育で噴出していったような、学校選択制についてです。自治体でそういう制度を導入しないということはしない、というあり方について、まさに当会議と文科省の間でも合意されて、今度実施に移されようとしているわけです。

これについては、選択制で得られる国民固有の利益あるいは生徒、保護者や自治体住民の利益について、自治体がそれを弱めるということはおかしい。一方で、今、まさに大臣が御尽力いただいている教育委員会を置くかどうかというようなことは、これはまさに自治体の教育政策の判断に委ねるべきでありまして、分権の事項ということになるわけですから、おのずとそこには濃淡の問題ではなくて質的な相違があると思うんです。

何がそうかということは議論の余地があると思いますけれども、原理的には別物として書き分けるべきではないでしょうか。

鈴木議長代理 ロジックはわかるけれども、その書きぶりとか、仕分けの仕方、あいまいな言葉で言うておくと、ただもめごとをつくるだけですから、そこをどういう言葉で仕分けするのかという問題もあるような気がしますね。

黒川先生、参考にさせてもらいましょう。

黒川委員 すみません、ここでこうやって議論していただいたことで、問題がはっきりしているということと、それから、事務局でも何種類か書いていただいて、どれも満足がいかなかったということは事実なので、それで今のところこういうところで落ち着いていますけれども、今、具体的に説明されたような原理的な書き方でやれば混乱は起きないというような感じはしますので、できるだけ工夫をしようと思います。

福井専門委員 これは、問題提起者の私が、今、初めて見た文章ですので、いろいろ詳細に御意見を申し上げざるを得なかったということです。

鈴木議長代理 貴重な御意見をありがとうございます。

宮内議長 そうしたら、今の点は更に。

黒川委員 もう少しシンプルにわかりやすくそれぞれの論点がわかるようにしたいと思います。

宮内議長 その他のすべての分野につきまして、御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

草刈総括主査 事務局の井上参事官に質問ですけれども、いろんな政治情勢がある中で、これをどういうタイミングでどの辺までにまとめていくのか、あるいは逆に言うと、どこまでの時間的余裕が、今の議論もあるんだけれども、どこまでの余裕があるのかというか、その辺の認識をちょっと教えていただけますか。皆さんのスケジュールの中で考えなければいけないことだと思いますので、解説をしていただければと思います。

井上参事官 まだ流動的な部分というのが、今年の場合はいろいろあるんですけれども、

1つは政府として実行していく、担保になるという手続として目の前で見えているのが、骨太方針ということでございます。

これについて、まだいつまでにというところをはっきりしていないわけですが、一応6月中を目指すけれども、遅くともサミット前にということで、7月上旬ぐらいまでにという目標でやっているということでございますから、まず、これは閣議決定されるものでありますので、政府として必ずやるという約束になりますから、その中にこの会議での成果というもののなかで入れられるものは、できるだけ入れていくということかと思えます。

この策定に向けた具体的なスケジュールが、まだ流動的によく見えない部分があるんですけれども、いずれにしても、7月上旬に仮にとりまとめということになるとすれば、6月中ぐらいには、ある程度方向性が出ていまして、党の了承の手続等々もございまして、そういうことかと思えます。

したがって、今回のこの会議で、今月の末に案文を御議論いただくぐらいのタイミングまでには、各省とできるだけ合意ができていような形になっていないと、まず、骨太に入れるのはなかなか難しいだろうということかと思えます。

したがって、まず、第1の目標としては、今月の終わりぐらいまでにはできるだけ合意を取っていくということになるかと思えます。

その上で、答申の案文をどういうふうにとまとめるかということにつきましては、更に骨太に入らなかったものでも積み上げられるものがないかということの御尽力はいただくとしまして、實際上、骨太というおしりが切れた、各省にとってもおしりが切れた手続の中で折衝をし、それから一ヶ月たない間に、今までOKしていないものをどこまでOKしてくるかということ、なかなかそのハードルは正直申し上げて高いんだと思えますけれども、答申自身は、御承知のように問題意識も含めて整理をするというものでございまして、合意できたものは合意できたとして書くとして、更に会議としては、まだ不十分だと思っている点について、しっかりと対外的にも問題意識という形で示して、12月の最後の答申に向けて延長線といいますか、更に論点を対外的に出した上で、夏以降もやっていくものというのをまとめて整理していただくということで、スケジュールとしては、少しごちゃごちゃしていますけれども、やはり今月中ぐらいに、できるだけ合意が得られるようにやるというのが1つ。

もう一つは、合意が得られなくて、会議として考え方を示すものを含めた答申のとりまとめとしては、これは骨太の後しかできませんから、どこまで行っているかが見えないと、どこが不十分で、更にここは議論すべきというのが特定できないということになりますので、最終的な答申をとりまとめていただく時期は、早くも7月の中旬の終わりごろ、下旬ぐらいにとりまとめていただくということになるかと思えます。

いずれにしても、中身として合意形成を目指す時期としては、やはり今月中をめどに進めていただくということになるかと思えます。すみません、少しごちゃごちゃしま

すけれども、大体そんなイメージかと思います。

鈴木議長代理 合意が得られたものについては、直ちに閣議決定の手續に入るわけですか。従来は骨太が6月だと言われていた。これが少し延びることになったと聞いています。我々は骨太が出た後の7月に出すということは、従来的に言う、一種の中間とりまとめ的なものとするということですか。そうすると、その中には骨太に書かれたものと我々の意見が一致するものがある。それについては、我々の方でも提言事項として書く、これは今までもやったことがあるのです。それ以外の合意が得られないものについては、いわゆる中間とりまとめ的な当方の認識を示すものとして、年末までの議論に送っていくというやり方を従来やってきたわけですが、今、聞いたところによると、できるだけ骨太の中で決まっていけないものも、決まるものは決めてもらって、決まったらすぐに閣議決定にもっていくと、こういう意味ですか。

田中室長 取扱いについては、先に一度お話ししたことがあるかと思いますが、政府が全体として、この夏までに閣議決定という非常に重要な意思決定をするものとしては、骨太方針にこれをまとめるということでございますから、これ以外のものをその時期に、その他として閣議決定をするということは、行政的にはなかなか難しいと考えております。

したがって、閣議決定されるものというのは、これから6月までの間に折衝いただいて、今、井上が申したように、骨太に反映させていただくものということになるかと思えます。

鈴木議長代理 今の説明でわかりますか。要するに、従来の中間とりまとめ的なものなのか、それとも本当に閣議決定をやるものなのか、それも骨太の後でやるのかと、このことを聞いているのです。

従来の中間とりまとめというのは、骨太があったときには、骨太で決まったことを書いて、それと同じ考えなら骨太に賛成だとし、違う考えなら、我々は違う考えを持っているから年末までかけて議論するとやってきたわけですね。そのスタイルなのか、今の話を聞いていると、骨太の後でとりまとめられるものは決めてくれ、そうしたら閣議決定をすると言わんがばかりのことをおっしゃったが、そうしたら田中室長は、それは無理だと言っているから、そこをはっきりさせてください。

田中室長 まだ最終的に政府の部内でおまとめいただく答申について、どのような取扱いにするかということを経済的に意思決定をしたわけではありませんし、党などお諮りしなければいけないということも出てこようと思えます。

私は、一般論として申しておりますが、一般論以上にかなり具体的に申しておりますのは、先ほど鈴木議長代理が言われたように、骨太であれば、確かに閣議決定はされますが、骨太以外に夏の時点で当方の答申について閣議決定をするということは、行政的には難しいと考えております。

宮内議長 どうぞ。

大橋専門委員 今の田中室長の話から、私が考えますのは、そうなりますと、閣議決定

というのが必要ないわけですから、ある意味で各省とのすり合わせというのがまとまらなくてもいいものがあると理解してよろしいんですか。

田中室長 さようございます。

大橋専門委員 わかりました。

鈴木議長代理 まず、答申の内容の名称は何とするのですか、中間とりまとめですか、それとも何々に関する提言ですか。

田中室長 これは御判断だと思いますけれども、私は今回、この段階で答申をとということを議長を含め、そういう方針で動き始めましたことは2つの理由がございまして、1つは既に2年間、おっしゃるような中間とりまとめという形で閣議決定には至らないけれども、各省との間の相違点を提示するということですが、それに結果的には近いのかもしれないけれども、ただ話が具体的でありますので、去年などと違うのは、この間にしかるべき、煮詰めるべきものについてはどんどんハイレベルでの交渉をしていただいて、例えば教育委員会等の問題では、中馬大臣にも既に御尽力をいただいているということで、決定に向けた動きを加速していただくという点が1点。

2点目は、既に私たちが先立ちます総合規制改革会議の3年目の答申にも、やはり夏の段階でアクションプログラムに対する答申というのを出していただきましたけれども、これも内容的には施行される事項をその段階で閣議決定をするものではございませんでしたけれども、その段階でやるべきことを整理して、最終答申に向けて活動を集約していったということについては十分な意義があると考えてございます。

鈴木議長代理 中馬大臣に御尽力いただいて、教育委員会の問題について結論が出た、それは骨太に盛り込まれるということでしょう。

田中室長 そういうことです。それに反映させるということですよ。

中馬大臣 これは国会が終わるまで、ちょうど教育基本法をやっていたので、文部科学省の方も非常に神経質になっていて、ここで何らかの結論を出してもらったら、審議がすっ飛んでしまうというので、ちょっと慎重に運んでいることは事実です。

鈴木議長代理 それは、提案時期からいったら、骨太が出た後に我々の提案が出てくるから、それは我々の提案を骨太の中に、さっき言ったような教育委員会の問題だったら入れ込まなければいけないということですね。その時点で我々の提案はなく、提案は後で出てくるが、これは決まっていますから、骨太に入れておいてくださいということを言わなければいけない、そういうことを意味していますね。

田中室長 さようございます。

鈴木議長代理 決まっていないものについては年末に向けての決意表明だと、こう理解していいわけですね。

田中室長 はい。

福井専門委員 特に教育についてなんですが、教育委員会以外の部分については、いつもの例年ベースの中間報告の詳細さや緻密さから見ると、まだ、あたかも合意が前提であ

るかのごとくあっさりした書きぶりですので、そういう前提ですと、全面的に記述を加筆したり、あるいは補強しないといけなかなという印象を、今、持ったんですが、そういう理解でよろしいんですね。

田中室長 おっしゃるとおりであります。

草刈総括主査 福井先生、3つ書いてあるでしょう、パウチャーと選択制と。選択制の方は本来3月にびしっと、この次の1月のあれするまでの措置なんですよ、措置しなければいけないと書きたかったんですけども、何かいいかげんにごまかそうとするから、だめと言って、もう一回修正させたわけでしょう。これはここにきちんと措置として書かないと、やったことにならないんだね。それを骨太に入れるかどうかの問題はちょっと別の問題として、やはり文部科学省との合意事項として、明解にさっき申し上げたような形できちんと書いておかないと、18年度中だか知らないけれども、次の入学手続の前に、きちんとそれを措置するということまで書いておかないといけませんね。

福井専門委員 というのは、要するに相違事項はあるはずなんですが、教育委員会のような非常に大きな話で政治的に決着していただくところにまではいかないけれども、やはり合意なり文科省との間の了解に非常に意味を持つ領域はあることはあるわけですね。

もう一つは、了解できないけれども、きちんと論じておくことに意味がある事項。その2つ目の事項をどう位置づけるのかというのが結構難しいのかもしれませんが、それは事務局ではどういうお考えなんですか。

要するに、今の草刈主査のお話は、単に言い放しだと合意したという形が残らないのもまずいかもしれないという御指摘ですね。

田中室長 実効性の担保が閣議決定しかないというお考えならば、そういうことかもしれませんが、そうではなくて、お互い行政との間で審議をもって話し合っ合意した事項というのであれば、それは決定した事項として記述していただくということだと思います。

そして、もし、万が一それが履行されないということであれば、更なるフォローアップを通じてしかるべく履行されるようにしていくということだろうと考えます。

福井専門委員 そうすると、答申の中に骨太事項、閣議決定対象ではないけれども了解されている事項、了解はされていないが今後の課題の事項と3つあって、それはおのずとパーツごとに最後は明らかになるんだという理解でよろしいわけですね。

田中室長 そうだと思います。

鈴木議長代理 要するに骨太で決まっているのは1に書いて、骨太では言及されていないが我々の間で決まっているものは、12月にはっきりさせて閣議決定するというのは2に書いて、3はこういうふうに考えるけれども、引き続き今後も検討を続けると。こういう書きぶりに分ければよいのですよ。

福井専門委員 2は閣議ではなくても了解されたもの。

鈴木議長代理 2は閣議決定はないというんだから、骨太にも入らずに中間での閣議決

定はないと言うから。

福井専門委員 ないけれども、了解されている事項は12月まで待つ必要はないですね。

鈴木議長代理 了解されているのは、こういうふうにすべきであるというふうを書いて、12月にはっきり閣議決定にかけて手形は落としてもらいますよと。それから、話がついていないものは、引き続きシビアに検討を続けると。こう書いておけばよいのですね。

草刈総括主査 鈴木議長代理、今の選択制の話は、要するに一回閣議決定をしているんですね。それで逃げてしまったんです。

鈴木議長代理 草刈総括主査、そんなのはいっぱいありますよ。

草刈総括主査 だから、もう一回閣議決定のところに戻すぞということのを向こうにコミットさせるということのを明確に書いておけば、それはいいと思うんですが、勿論もう一回12月にまとめてやるというのは手立てだと思います。

鈴木議長代理 そうしたら、これは両者の合意であると、したがって年末には必ずその通りに書くということのを明示しておけばよいのではないですか。

草刈総括主査 より確実にその方がいいでしょうね。

宮内議長 どうぞ。

安念専門委員 既に省庁と、例えば私どもの教育ワーキングであれば文部科学省と合意したこと、例えば学校選択制などについて、フォローアップあるいはモニターをすること自体は、恐らく当会議に組織として与えられている固有の権限であるはずでございまして、フォローアップやモニターをすること自体について、再び相手方省庁と合意しなければならぬというものではないと思います。勿論、合意の確認をまた合意という形ですることは有意義なことはあると思いますが、フォローアップやモニター自体は私どもの固有の権限であると私は考えておりますので、その点についていちいち了解を得なければならぬはずはないと、これは私の自己確認のために言っているだけでございまして、そういう認識でございまして。

宮内議長 それでは、時間も迫りましたので、議論をとりまとめさせていただきますが、今年の初めの意気込みでは二度答申をつくって、重要事項については夏までにできるだけ合意をとって、また年末に向かってはすべての分野という意気込みでございましたけれども、今のところ骨太にどこまで入れ込めるかということにならざるを得ないという意味ではいささか残念な感じもするわけでございますけれども、我々はそういう中で最善を尽くすしかないのかなとも思いますが、いずれにいたしましても、本日の審議を踏まえまして、案文につきましては、速やかに各省と協議に入ってくださいと。

こちらから出します文案が、かなり強い内容でない限り、それより上の合意というのはあり得ないわけでございますから、そこからまた合意形成のために譲っていくということは、過去何度も経験したことでございます。

そういう意味で、案文につきましては、最大限の成果が得られますようなものにしていただき、しかもその上で交渉も最大限の成果が得られるように御尽力をいただきたいと思

います。

また、今度の手続、どういう形のものにしていくかということにつきましては、また皆様からの御意見も伺ながら、できるだけいいものを残していくということに尽力すべきではないかと思えます。

それでは、6月下旬にその結果を皆様方から案文でお示しいただきまして、各省との調整状況、残された論点等について、その時点で御報告いただきまして、引き続きまして意見交換するということを目下の目標といたしまして、御尽力をお願いしたいと思います。

会議開催の日時等につきましては、事務局を通じまして、後ほど御連絡を申し上げたいと思えます。

以上をもちまして、本日の議事は終わりたいと思えます。何か、事務局から御連絡事項はございますでしょうか。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 それでは、繰り返しになりますが、本日の答申素案につきましては、非公表ということでございます。各担当主査を中心に大変御尽力をいただいている作業に支障が生じないように、取扱いにつきましては御留意をいただくようお願い申し上げます。

本日の模様につきましては、後ほど記者会見をするという予定でございます。

それでは、以上をもちまして会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。